

調査へのご協力をお願いします

家屋全棟調査を実施します

この調査は町内にあるすべての建物について、家屋課税台帳に登録している事項と家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がないかを調査するもので、固定資産税の公正で適正な課税を図ることを目的としています。



課税対象になる条件は3つ

1

定着性

土地に定着して
建造されている
(基礎がある)

2

外気分断性

屋根・壁などに囲
まれ風雨を
しのげる

3

用途性

居住、作業、貯蔵
などのために使用
できる

- この3つの要件すべてを満たすものが家屋と認定されます。
- 車庫や小屋でも、条件に該当すれば、固定資産税の課税対象になります。



調査内容は？

【1次調査】

- ① 町が委託した調査員が、2人1組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。
- ④ ご不在の場合でも、外観からの照合・確認させていただきます。
- ⑤ 原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。



【2次調査】

1次調査の結果を踏まえ、家屋の評価漏れが判明した場合など、改めて家の内部の調査が必要となることがあります。その際は、調査員があらかじめご都合などをお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行います。





調査日程について

期間はあくまで予定です。調査の状況により前後する可能性があります。
調査状況は町ホームページにて随時お知らせします。(右下のQRコードで確認できます)

調査期間 (予定)	調査対象地区	調査時間
令和6年9月～令和6年10月	富山地区	午前9時 ～午後5時 (平日のみ)
令和6年9月～令和6年11月	宮下地区	
令和6年9月～令和7年2月	後田地区	
令和6年10月～令和7年3月	前田地区	
令和7年3月～令和7年5月	波見地区	
令和7年4月～令和7年6月	野崎地区	
令和7年4月～令和7年9月	新富地区	
令和7年7月～令和7年10月	南方地区	
令和7年8月～令和7年10月	北方地区	
令和7年8月～令和7年10月 令和7年10月～令和7年12月	岸良地区	

◆調査の時期が近づいた地区には、改めてチラシなどでお知らせします◆



調査員

調査員は、「家屋調査員」の黄色の腕章と、「身分証明書(名札)」を着用しています。



第〇号 家屋調査員証

(写真) 所属：株式会社 都市総合開発研究所
氏名：〇〇太郎
生年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記の者は、肝付町の委託した家屋調査員であることを証明する。

交付年月日 令和〇年〇〇月〇〇日交付
有効期間 自 令和〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇年〇〇月〇〇日
肝付町長 永野 和行 印

【委託業者】

株式会社 都市総合開発研究所

【日程のお問合せ】

0120-25-6603

【お問合せ時間】

9:00～17:00 (平日のみ)



調査員のなりすましにご注意ください

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。
また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器等を勧めるなど、調査目的以外のお問い合わせは決してありません。

【お問い合わせ先】

肝付町役場 税務課 賦課係 TEL:0994-65-8414



詳細はこちら

